

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律等の一部を改正する法律案 概要

背景

TPP協定の実施に伴い、低関税で輸入される加糖調製品の増加（国内で生産される砂糖の需要の減少、輸入糖から徴収する調整金収入の減少につながる）が予測されるとして、TPP関連法では、国内で生産される砂糖の競争力強化を図るため、新たに輸入加糖調製品からも調整金を徴収する内容が含まれている。



- ・ TPP協定が発効するか否かにかかわらず、現状において、輸入加糖調製品の調達量が増加傾向にあり、国内で生産される砂糖の需要を減退させていることから、輸入加糖調製品対策は喫緊の課題
- ・ TPP関連法は TPP協定の発効日を施行日としており、現状においていつ施行されるか不透明

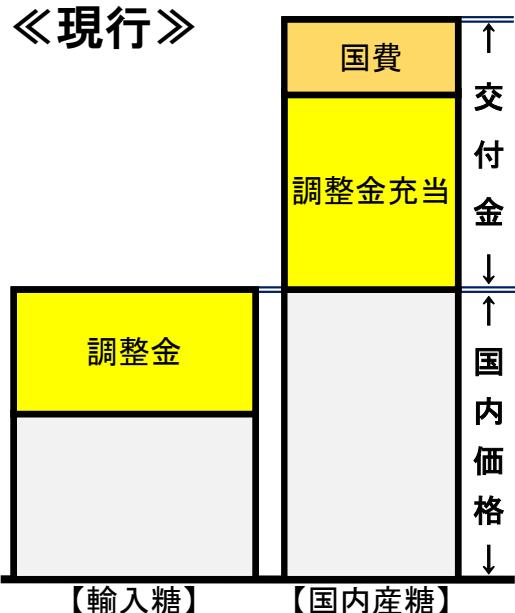
改正の概要

- ・ 輸入加糖調製品（ココア調製品等）から調整金を徴収する。
 - ・ 上記徴収金を財源として、国内産糖への支援に充当するとともに、輸入糖に係る調整金の引下げ分に充当する（=砂糖の国内価格を引き下げる）。
- 〔※上記に合わせて、
・ 関税と調整金の合計額がWTOの譲許税率を超えないよう、関税の引下げ
・ （独）農畜産業振興機構の業務の規定を整備〕

施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

《現行》



《改正後》

